その他資料：総　務　部

第 14 回県本部員会議資料
令 和 ２ 年 ５ 月 １５ 日
総　　　務　　　部

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県税の猶予制度の特例について

１　徴収猶予の特例制度について（Ｒ２．４.30 地方税法改正）

⑴　対 象 者

次のア、イのいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

ア　新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、
事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること。

イ　**一時に納付し、又は納入を行うことが困難**であること。

⑵　猶予期間　１年間（担保不要）

⑶　延 滞 金　全額免除

※ 現行の徴収猶予に比して、大幅に要件を緩和

（現行）
○　操業度又は販売額等が**前年同期に比べて８割以上減少**している期間が１か月を超えるとき
○　事業につき**著しい損失（年間利益額の１/３を超える）**を受けたとき　等
⇒担保：原則として必要（50 万円以下は不要）、延滞金：年 1.6%に軽減

２　徴収猶予期間中における自動車税種別割に係る証明書の取扱いについて

徴収猶予の特例制度が適用されている期間中に対象車両の**継続検査（車検）を受検する場合**は、県から交付される**「徴収猶予許可通知書」を納税証明書として取り扱い**、提示することにより**車検を受けることができます。**

【担当】税務課　総括課長　奥寺（内線 5140）

その他資料：総務部

第14回県本部員会議資料
令和２年５月15日
総務部

包括連携協定締結企業による新型コロナウイルス感染症対策に係る協力について

【要旨】
県と包括連携協定を締結している企業から、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る協力をいただいております。

企業からの協力状況（主なもの）について（令和２年５月14日時点）

企業名	取組内容
(株)ローソン	・　放課後児童クラブへのおにぎり無償配布 （3/10、17、24に延べ161施設へ13,917個を配布）
第一生命保険(株)	・　不織布マスク4,000枚の無償提供(5/15到着見込み) ・　顧客向けチラシによる情報提供（県内感染症相談窓口情報や中小企業向け支援策　等） ・　「買うなら岩手のもの」運動との連携（社内向けの県産品販売の仕組み作り）
日本生命保険(相)	・　営業活動制限解除後の県内顧客や企業等への訪問時に県産品を活用（予定） ・　「買うなら岩手のもの」運動との連携（県産品オンラインショップの社内イントラへの登録）
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	・　企業向け新型コロナウイルス対策WEBセミナー開催

※　その他協定締結企業との連携等の状況
- 「買うなら岩手のもの」運動との連携（ロゴの活用　等）
- 物産展の中止等に伴い生じた県産品の活用を検討

〔担当：行政経営推進課総括課長　西野（5054)、主任　内本（5109)〕

参考資料

経営者の皆さまへ

新型コロナウイルス関連　地方自治体対応まとめ

昨今のコロナウイルスの影響で、テレビや新聞などで、日々感染状況のニュースを耳にされる機会も増えてきており、不安に感じている方も多いと存じます。経営者の皆さまの不安を少しでも和らげられるよう、このたび岩手県ならびに県内各市から発信されている経営者向けの情報をまとめましたので、お役立てください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者の皆様への支援情報について、随時こちらでご案内いたします。

※4/24時点 での情報であり、情報更新につき 標題などが変更となっている場合があります。
　掲載しているのはあくまで一部の情報になります。

①岩手県
「 事業者の皆様へ（新型コロナウィルス感染症対策）」

裏面【資料①】へ

②盛岡市
「新型コロナウィルス感染症の流行に伴う商工業関連支援について」

裏面【資料②】へ

③滝沢市
「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者に対する
支援について」

裏面【資料③】へ

④花巻市
「市内事業者への支援等のお知らせ」

⑤八幡平市
「新型コロナウイルス感染症対策資金の利子
および保証料補給制度について」

⑥二戸市
「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

裏面【資料⑥】へ

第一生命は岩手県と「包括連携協定」を締結しています！

【資料①】
岩手県
「事業者の皆様へ（新型コロナウィルス感染症対策）」

【資料②】
盛岡市
「新型コロナウィルス感染症の流行に伴う
商工業関連支援について」

【資料③】
滝沢市
「新型コロナウィルスの影響を受けた
中小企業者に対する支援について」

【資料④】
花巻市
「市内事業者への支援等のお知らせ」

【資料⑤】
八幡平市
「新型コロナウィルス感染症対策資金の利子
および保証料補給制度について」

【資料⑥】
二戸市
「新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様へ」

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1
電話（03）3216-1211（大代表）

◎ホームページ　https://www.dai-ichi-life.co.jp/

お届けしたのは…

第 14 回県本部員会議資料
令和２年５月15日
ふるさと振興部

新型コロナウイルス感染症対策に係る県内市町村の取組状況について

［R2.5.14 時点］

１　事業者への支援等の状況

市町村	県と市町村との協調補助			市町村の独自支援
	雇用調整助成金	家賃補助	地元の宿応援割	休業協力金等
盛岡市	○	○		
宮古市	○	◎（上乗せ）		○（売上減少支援） ○（事業継続支援）
大船渡市	○	○		○（売上減少支援）
花巻市	◎（横出し）	○	◎（上乗せ、横出し）	○（休業協力金）
北上市	○	○		○（売上減少支援）
久慈市	○	◎（横出し）		
遠野市	○	◎（横出し）		
一関市	○	◎（上乗せ）		○（売上減少支援）
陸前高田市	○	◎（上乗せ、横出し）		○（事業継続支援）
釜石市	○	○		○（売上減少支援）
二戸市	○	○		○（事業継続支援）
奥州市		◎（横出し）		
滝沢市	○	○		
雫石町	○	○		
紫波町	○	◎（横出し）		○（休業協力金）
矢巾町	○	◎（横出し）		
金ケ崎町	○	○		
大槌町	○	○		○（事業継続支援）
山田町	○	○		○（売上減少支援）
岩泉町	○	○		○（売上減少支援）
一戸町		○		○（事業継続支援）
計	19 団体 （うち横出し１）	21 団体 （うち上乗せ３） （うち横出し６）	１団体 （うち上乗せ１） （うち横出し１）	13 団体

※上乗せ：補助率、補助（上限）額を上乗せしているもの
※横出し：補助対象事業者の範囲を拡大しているもの

２　特別定額給付金

(1) オンライン申請方式

○　受付開始：28 市町村
○　給付：５月７日の花巻市及び矢巾町を皮切りに、29 市町村が５月中に開始

(2) 郵送申請方式

○　郵送開始：24 市町村
○　給付：５月７日の花巻市を皮切りに、32 市町村が５月中に開始

※　県からの給付事務の支援：２町村

その他資料：教育委員会
第14回本部員会議資料
令和２年５月１５日
教育委員会事務局

学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等について　岩手県教育委員会

基本的な考え方

・ 岩手県教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる様々な対策や対応に取り組んでいます。
・ 教育活動を進めるに当たっては、令和2年度から順次実施される新学習指導要領のポイントである、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成します。
・ 東日本大震災津波で学んだ教訓を踏まえた「いわての復興教育」の考えを生かしながら、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない状況にも対応した取り組みを進めています。
・ 引き続き、児童生徒・保護者の理解と協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでいきます。

学校における取組状況等

○ 1～3の対策や対応は、各学校の実情に応じ、工夫して行われています。

1 感染拡大防止対策

（1）基本的事項
・ 咳エチケット（マスクの着用等）や手洗いなどの感染症予防対策について、児童生徒への徹底した指導
・ 学校における児童生徒の丁寧な健康観察

（2）通学時
・ 家庭と連携した体温測定や風邪症状等の確認
・ 通勤・通学時の密集等を避けるため、登校時間の繰り下げなどによる分散化
・ 特別支援学校における「3つの密」対策を講じた通学用バスの運行
・ 更衣室の利用を避けるため、運動着での登校

（3）授業時
・ 教室内の座席間隔をあけ、児童生徒同士の距離の確保
・ 対面を避けた机の配置
・ 式典や全校集会活動を控え、校内放送の活用や時間の短縮
・ こまめに教室内の換気を行うことの徹底
・ 換気と組み合わせた常時エアコン等による送風
・ 密接になるグループ学習活動での話合いを避ける。
・ 実物投影機や大型提示装置を活用し、児童生徒が接近しないように留意
・ 近距離での会話や発声等が必要な授業等でマスクの使用が難しい場合の指導計画や指導方法の見直し
・ 図画工作の共同製作などグループで表現活動を行うような題材は、実施時期を変更
・ 材料、用具を扱った際には、授業終了後に手洗いや消毒を徹底

（4）給食時
・ 給食時はグループ形態にせず、一定の机の間隔を保持した状態での食事
・ 給食時の会話は控える。
・ 特別支援学校における学部ごとに分けた時差給食

約2メートル

（5）休み時間
・ 休み時間等における体育館での活動を避ける。
・ できる限り校庭での活動を奨励

（6）環境整備
・ 共用の教材や教具、情報機器などの消毒の徹底
・ ドアノブ・階段の手すりなど多数の児童生徒が触れる場所（箇所）の消毒

（7）その他
・ ホームページや一斉送信メールを活用する等、児童生徒及び保護者への連絡体制の確立
・ 手作りマスクの作製
・ 対面式や応援歌練習など各種学校行事の開催の工夫や中止・延期

2 部活動における対応

（1）生徒の健康・安全の確保
・ 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
・ 活動は、平日2時間、休日は3時間以内とし、短時間で効率的となるよう工夫
・ 多数の生徒が特定の場所に長時間とどまることが無いよう配慮
・ 部室の短時間の利用
・ 生徒の健康状態を把握し、体調管理を徹底
・ 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握

（2）活動に当たっての留意事項
・ 軽度の活動から段階的に実施
・ 活動場所のこまめな換気などの感染拡大防止のための措置
・ 文化部の活動は、長時間にわたり密室状態にならないよう配慮
・ 合宿及び宿泊を伴う遠征の自粛
・ 県外遠征及び県外の学校との交流の自粛

3 偏見や差別の防止

・ 「特別の教科道徳」において、差別や偏見について考えさせる教材を作成し、考えを話し合う時間を全校一斉に設定
・ ホームルーム等で感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別の防止について指導
・ 日頃からいじめを許さない学校づくり
・ 細やかな観察や面談の実施
・ いじめの可能性を察知した場合には、被害児童生徒の立場に寄り添い、迅速かつ丁寧に対応
・ 加害児童生徒に対しては毅然とした姿勢で臨む。
・ インターネットやSNSにおける悪ふざけや、誹謗中傷等を行わないよう、保護者への啓発も含め、繰り返し指導
・ スクールカウンセラー等と連携を図りながら、きめ細かな対応や心のケア
・ 新型コロナウイルスの感染等による偏見や差別に限らず、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底
・ 児童生徒の発する小さなサインを見逃すことがないよう日頃から児童生徒の理解に努める。

震災の教訓を生かす

「いわての復興教育」を生かした取組

復興教育のねらいとの関連

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、その復興・発展を支える人材を育成するため3つの教育的価値【いきる・かかわる・そなえる】を育てること。

・ 新型コロナウイルス感染症について、知識・理解を深める。
・ 感染しないための考え方、適切な行動についての判断力、実践力を身に付ける。
・ 学校・家庭・地域が互いに知恵や力を出し合い、協力して困難を乗り越えてきたところであり、今後も同様に取り組んでいく。